

稲城市成年後見制度利用促進基本計画(案)意見公募 ご意見と市の考え方について

No.	ご意見の要旨	市の考え方
1	<p>成年後見制度が地域でどのように浸透していくか、注意深くみています。多摩南部成年後見センター、「あんしん・いなぎ」と市が連携して中核機関の役割を果たす事を大いに期待しています。その他地域連携ネットワークの実践が次回の計画案で見られると良いです。</p>	<p>今後、各主体のさらなる連携により中核機関の整備および地域連携ネットワークの構築を進めてまいります。</p>
2	<p>これまで、成年後見制度の利用について、多摩南部後見センターに依存してきた体制を、地域の中で主体的に解決を図り、そのために多摩南部成年後見センターと連携するという仕組みづくりを構築してほしい。</p> <p>機能分担では、まず第一に相談受付・アセスメント・支援の検討(支援方針検討)の場面の体制づくりに取り組んでいただきたい。相談体制の充実を図るためには、他の区市町村が先行し実践し運営されているノウハウを取り入れていくことや、すでに実践している専門職や社会資源の活用が重要と考える。</p> <p>具体的には、実践力のある相談体制構築に向け、それぞれの相談機関職員(高齢・障害・保険・医療・行政窓口)への研修が必要であり、すでに権利擁護を行なっている相談機関には実践力の向上のための研修を行う必要がある。何よりも、利用者が、「相談してよかった」と思える相談体制作りに着手してほしい。</p> <p>また「市長申立て検討委員会」や「運営委員会」等のメンバー構成についても適切な人材の活用を行ってほしい。</p> <p>成年後見制度は施行から20年を経過し大きく変化している。これらの動向を踏まえた実践を行えるようになるためには、先行している社会資源の活用によるネットワークの構築が、後発で整備する中核機関の最大のメリットとなると考える。</p>	<p>市の中核機関の考え方の中でも、身近な地域の相談支援を行うのは「稲城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎ」及び市と位置付けており、地域の中での支援体制づくりに向けて、適切な機能分担を図ってまいります。</p> <p>利用者が「相談してよかった」と思える相談体制の構築に向けて取り組むことは重要であると認識しております。ご意見を参考に、相談体制の充実に努めてまいります。また、権利擁護支援及び成年後見制度に関する会議体においては、適切な人材の活用の視点を含めて今後構成を検討してまいります。</p> <p>ご意見を参考に、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めてまいります。</p>
3	<p>調布市、日野市、狛江市、多摩市の成年後見制度利用促進計画(または、事業計画)を見比べて頂ければわかる通り、稲城市の成年後見分野の相談、後見人紹介、啓蒙、市民後見人養成等の分野が立ち遅れています。一方、あんしん・いなぎの地域福祉権利擁護事業の利用件数などは高い水準ですし、市内に法人後見を担うNPO法人が立ち上がるなど、他市にない成年後見分野の強みがあります。</p> <p>要望</p> <p>①短期間に、成年後見分野の状況を改善できる潜在力を稲城市は持っていると思いますので、高齢福祉課、障害福祉課との庁内連携と庁外の関係機関との連携を進めて頂きたいと思えます。</p> <p>「市長申立検討委員会」の早期の設置、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」のあり方についての関係者協議を早期に始めてください。</p> <p>②高齢福祉課の「権利擁護の業務に関する情報交換会」の情報を障害福祉課とも共有して頂きたい。</p> <p>③これまでの多摩南部成年後見センターに市民後見人養成を任せきてきましたが、今後、見直して頂きたい。</p> <p>④後見人報酬助成制度作りは高齢福祉課、障害福祉課の管轄ですが、今後、5-2 成年後見制度利用支援事業の効果的な運用の1つとして位置付けて頂きたい。</p>	<p>庁内関係部署との連携及び関係機関等との連携を進めるとともに、市長申立て検討委員会の設置および権利擁護支援の地域連携ネットワークのあり方についての関係者協議につきまちは早期の実施に努めてまいります。</p> <p>本計画案に位置付けられた事業ではありませんが、権利擁護の取組において庁内関係部署の連携は積極的に進めてまいりたいと考えております。</p> <p>市民後見人の育成につきましては、多摩南部成年後見センターとの協働のあり方も含めて、今後多摩南部成年後見センター及び他の構成市と共に整理・検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>成年後見人等報酬助成制度につきましては、共通計画施策5-2の成年後見制度利用支援事業の効果的な運用に含まれるものと考えております。</p>